

平成15年第8回教育委員会記録

平成15年5月14日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成15年5月14日(水)午後2時3分～午後3時23分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 大藤 健一郎
施設課長 吉田 順之 指導室長 松岡 敬明
社会教育 武笠 茂
スホ°-ツ課長
中央図書館長 木下 亮子 中央図書館次長 杉田 治
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 3 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第40号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則
議案第41号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について
議案第42号 杉並区図書館協議会補欠委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) (仮称)杉並区子ども読書活動推進計画の策定について
- (2) 「重症急性呼吸器症候群」(SARS)に係る学校の対応について
- (3) 南伊豆健康学園入園児童数について
- (4) 西田小生涯学習振興室(西田ゆうゆうハウス)等の臨時休館について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (6) 安全対策について

目次

会議録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審査

議案第40号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則・・・ 3

議案第41号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について・・・ 8

議案第42号 杉並区図書館協議会補欠委員の委嘱について・・・・・・・・ 9

報告事項

(1) (仮称) 杉並区子ども読書活動推進計画の策定について・・・・・・・・ 11

(2) 「重症急性呼吸器症候群」(SARS)

に係る学校の対応について・・・・・・・・ 12

(3) 南伊豆健康学園入園児童数について・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(4) 西田小生涯学習振興室(西田ゆうゆうハウス)

等の臨時休館について・・・・・・・・ 15

(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 15

(6) 安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

委員長 ただいまより第8回教育委員会定例会を開催いたします。皆様方にはお忙しいところありがとうございます。

本日の署名委員に宮坂委員を指名いたします。

議事日程はご案内のとおり議案が3件、報告は6件です。

はじめに日程の第1、議案第40号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 議案第40号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則」について、お手元の資料「規則の概要」に沿って説明します。意見提出手続に関する規則は、杉並区自治基本条例第28条に意見提出手続として出ています。第28条は「区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くと共に、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りではない。」というのが杉並区自治基本条例の第28条にあります。この規則ということで今回定めるものです。

概要に沿いますが、全部で13条で構成されている内、第1条は趣旨ですが、第28条に規定する手続の中で、教育委員会に関するものについて定めるということになっています。これは区長部局では4月24日に規則を公布していて、その中で教育委員会に関するものについては区長部局の規則から除外されていますので、教育委員会独自に規定をするというものです。

第2条については、用語の定義をしています。「区民等」ということで条例第1条に規定する区民、事業者ということです。「担当課」については教育委員会事務局の課や室、中央図書館ということで、政策案を主として所掌する課等ということで用語の定義です。

第3条については、意見提出手続の対象を定める条項になっています。この意見提出手続の対象となるものについては、3つに分けて括弧であります。1 杉並区教育行政における基本的な計画案。2 区の教育行政における基本的な事項を定める規則案。3 区の教育行政に重大な影響を及ぼす政策に関する案ということで、3つの対象を定めています。これらについては概要の中にも入っていますが、1番でいう基本的な計画案というのは、どういったことを想定しているのかという点について、「杉並区部門別計画策定基準」というのがありますが、これに沿った形のものを想定しています。具体的に言いますと、教育委員会ではアクションプランを作っていますが、これについては分野別計画の中の計画という位置づけになっていますので、そういうものが対象になります。

規則について、該当するものは多分ないだろうと今のところは考えられています。いわゆるアクションプラン等に「実施する」ということで書かれていたものが、重大な影響を与えるということになってきますと、それに基づく規則についても考えていかなければならないのかというこ

とです。基本的には規則関係については、ほとんど該当しないと思っています。

3番の教育行政に重大な影響を及ぼす政策に関する案というのは、これで考えられるのが杉並区教育委員会の教育目標、基本方針についてはこれに該当するのではないかと考えています。

第4条の規定については、緊急な計画の策定の場合に、なぜ手続をやらないのかということの理由を公表しなければならないということで、理由の公表というものをここで作っています。

第5条から第9条までが意見提出の手続を具体的に定めたものです。順不同になりますが、第6条で意見提出手続の予告ということが書いてありますが、予告から意見提出手続の具体的な作業が始まるということです。この予告のところでも政策案の公表の10日前までに、政策案の名称や提出期間、情報の入手方法、担当課などについて明らかにして予告をするとなっています。

もどきまして、第5条のところは政策案等の公表等ということですが、これらについては公表の仕方、公表の場所などを定めたものです。この中でも政策案そのものの公表というのは当然ですが、それと併せて政策案を作成した趣旨や目的、背景、論点についても資料として公表しなければならないということで書いています。その他に、公表の方法ということですが、これについても以下に入っていますが、担当課で公表する、あるいは区政資料室でやる、図書館でやる、それから区民生活部区民課の各区民係で公表するといった場所などを設定しています。

第7条はこうして公表された政策案に対して、意見等の提出方法などが規定されています。この中で意見等の提出方法は書面で郵送、あるいは区の窓口へ持ってくるというような書面での方法や電子的な方法ということで電子メールやホームページ、FAXなどの手段によって行うことができると規定しています。この中で、意見等を提出する際に、名前、住所を記載することを義務付けています。意見提出の提出期間については、2週間以上の期間としなければならないということで、原則的には公表されてから2週間以上で決めていかなければならないということです。

いつまでを意見等提出期間にするかということも、併せて出していかなければならないことになってくると思います。委員会が特に必要と認めるときにはこの限りではないという但し書がありますが、これらについても緊急を要する場合の意見提出締切期間といったものを、2週間以内に短縮することもできるということで、但し書規定ということで出しています。

第9条については、意見等の公表ということで、寄せられた意見等について委員会の意見、それから政策案の修正内容などを、政策案の公表と同様の方法で行っていくことを規定しているものです。

第10条は、意見提出手続の特例ということを決めたもので、法律などにより類似の手続が義務付けられている場合には、法律に違反しない範囲で意見提出手続を準用して手続を行わないこと

ができるという規定になっています。

第 11 条については意見提出手続前の意見を求めるという場合で作っていて、手続前に区民から意見を求めたほうが良いと考えた場合には、この規定を使って意見提出前にも意見を求めると規定しています。

第 12 条は一覧の作成ということですが、政策案や政策案に対する意見等の概要、意見等についての委員会の考え方、修正された政策案の内容、委員会の必要と認める事項ということについて一覧にして、広報とホームページに掲載するように努めなければならないということです。こういった政策案で、それに対してこういった意見が出されてきたのか、それらについてどういう考えのもとに修正したのかということ、一覧表として掲載するようにしていこうという規定です。

第 13 条は委任規定ということです。この規則については、条例の施行日が 5 月 1 日ですので、5 月 1 日に遡って適用して運用するというので、施行日を定めています。以上です。

委員長 ただいまの説明に対して質問等ありますか。

大蔵委員 従来はこういう意見を求める規定は何もなかったのですか。

庶務課長 今までの教育委員会規則の中ではこういったものはありませんでした。

大蔵委員 区長部局にもなかったのですか。

庶務課長 なかったです。

大蔵委員 意見ということではなく、陳情や請願という形しかなかったということですか。

庶務課長 意見ということだけだと、こういう規定はなかったのですが、これまでは 21 世紀ビジョンの関係や教育委員会のアクションプランを広報などで出して、意見を聞き修正をして策定することを行ってききましたが、きちんとした根拠に基づくものではなかったということです。

大蔵委員 その都度やっていたということですか。

庶務課長 そうということです。

大蔵委員 今の説明からすると該当するものはアクションプランぐらいのようでしたが、もちろんローリングシステムで変わっていくとは思いますが、アクションプランの基本はすでにできているのですね。そうすると、すでにできているものについての意見というのは、どのようにするのですか。今ここに書いてあることは、全部これからのことのような書き方ですが。

庶務課長 当然、大きな変更をする場合にはやっていかねばならないと思っています。教育目標がいちばん良い例になるかと思いますが、当初この委員会で議決したときに、概ね 10 年ぐらいのスパンで考えていこうということで作ったかと思っています。この急激な変革の中で、例えば教育目標を改めて考え直すということになってきた場合は、もうすでにあるからといってやらないでいいということではなく、細かな修正であったとしてもこの手続の規則に則って進めていかねばなら

ないだろうと思っています。

大蔵委員 それからもう1つは手続の公表についてですが、手続を実施するかしないかはそれほど重要ではないので聞かなくてもいいだろうと始めたけれど、いやそれは聞くべきではないかと言われたときには、改めて審議して手続実施を決めるのですか。区民からいろいろな意見が出てきて、当然にこの手続をやるべきではないかと、意見をちゃんと述べさせろと言われたときはどうするのですか。

事務局次長 この規則に基づいた手続をするかしないかというのは、こちらの裁量行為なのです。ですから意見を聞けというのはもちろん聞きます。ただしこの手続に当てはめるべきかどうかというのは、こちら側の判断でいいのではないかとと思っています。いずれにしても、これに該当しないから意見を聞かないということではなく、この条例の精神からいくと、今まで以上にそういう区民の意見を反映することが当然にあるわけです。やはり、手続がなくても十分意見を聞くことが必要になってきますし、やりたいとも思っています。

大蔵委員 第9条と第12条で、はっきりしないところは、受け取った意見を全文公表するのですか、しないのですか。

庶務課長 意見については要旨の公表になるかと考えています。一言一句をそのまま公表するというのではなく、その趣旨は何かということでの公表になるかとと思っています。

大蔵委員 そのときに提出した人が、誰かということは意見と一緒に公表するのですか。

庶務課長 個人情報保護ということがありますので、個人情報に関することについては、公表はしないということです。

大蔵委員 提出した人の名前も公表しないということですか。

庶務課長 公表しないということです。

大蔵委員 第11条の意見提出手続前に区民から意見を求めるという、従来のようなやり方で求めるというのは「広報すぎなみ」などに載せて意見を求めるということですか。

庶務課長 そうです。

大蔵委員 細かいところにはまだいろいろありますが、大まかなところはわかりました。

委員長 他にありますか。質問があった第9条関係ですが、氏名は公表しない、しかし受付のときは、その方の氏名をお聞きするのですか。

庶務課長 責任ある意見ということで、匿名性ということではなく誰がどういった意見で出してきたかということで、意見を受理する段階では氏名をお聞きするということを行っていきます。ただしどういう意見があったか、あるいは誰の意見かということは、公表する必要もありませんので、意見そのものについて公表して、それに付随して教育委員会の考え方はどうであったのか、

といったことでの公表ということになります。

委員長 第 13 条の「この規則の施行に関しての必要な事項は、教育長が別に定める」ということで、別に定めるというのはどういう分類ですか。内規に当たるのですか。

庶務課長 これを定める手法については、一般的には委任の規則第 13 条に基づいて、次のように規定するという形で、規定の形を取る場合もあるし、要綱である場合もあるかと思えます。

大蔵委員 条文として第 13 条で決めているのですが、第 12 条までに規定されていること以外に、教育長が別に定めるようなこととは、例えばどのようなことが考えられますか。

庶務課長 今のところあまりないだろうと思っています。

大蔵委員 用心のために、捨て印みたいにしているのですか。

事務局次長 細かい手続の部分では出てくるかと思えます。

委員長 かなり運用的な側面で、こういった施行規則のようなものを持っていないと、これだけではわかりません。どれが該当して、どれが範囲外かなど。杉並区を特徴づける大事な規則だと思います。どのように運用していくのかは、これからの問題も含むのですが今の段階でご意見等をいただきたいと思えます。

教育長 したがって、これができずと意見を聞いて、場合によっては政策を変更するのですから、所要のゆとりのある期間を設け事業展開をしていく心構えが、これから事務局には今まで以上に必要です。2 週間以上の期間を設け、意見を聞いて、場合によっては修正を加えるのですから、そういう心構えで年間の計画やこれからのさまざまな諸計画については、ゆとりを持って計画に対する備えをすることが必要になってくると思えます。今までのやり方からすれば、区民の声が直接聞ける、意見が自由に出せるという意味では、かなり民主的な手続が進行すると言えるような気がします。事務局は大変だと思えます。

委員長 よく都市計画や環境アセスメントでやられていますけれど、全体的な日程案、スキームという全体像を作っておいて、後追いで教育委員会でいつごろ審議してどうするかなど、教育長が言われるように大変だと思えます。

教育長 これに準じて言えば学校なども、年間の学校経営計画を校長が保護者や地域、子供たちに示して意見を聞くということも、条文化するかどうかはともかく、今後は課題となってくると思えます。説明責任をきちんと果たして、保護者や子供たちに納得のいく学校経営をするということは、校長先生の当然の責務だと思えますので、これに準じた学校への指導を今後していく必要があると思えます。これは民主的なルールを一步進めたわけですから、そういう意味では大変に重要なスタートを切ったことになると思えます。

委員長 他にありませんか。地方分権の有力な手法だと思えますし、大事に取り扱っていかなく

ばなりません。今までの法律概念とは変わってきて、積極的に区民に見せて区民の意見を吸い上げて、どうやって政策を固めていくのかというのが大事だと思います。

他に意見がないようでしたら、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第 40 号は原案どおり可決させていただきます。ありがとうございました。

日程第 2、議案第 41 号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。社会教育スポーツ課長から説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私から議案第 41 号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を説明します。今回の議案については、委員の任期満了のために新たに委嘱する必要があるため提出するものです。運営協議会の委員については郷土博物館条例に基づいて、委員は 12 名以内、任期は 2 年です。運営協議会の規則に基づいて、委員の構成は学校教育・社会教育関係者が 3 名以内、学識経験者が 9 名以内となっています。

資料の最後には郷土博物館運営協議会委員の名簿が付いていますのでご覧ください。今回の任期は平成 15 年 5 月 14 日から平成 17 年 5 月 13 日ということです。表の左側、区分の所の学校・社会教育関係者、これは 3 名です。それぞれ中学校校長の代表、小学校校長の代表、地元の自治会長、青少年育成委員会の会長でもある方をお願いする予定です。

学識経験者は 8 名、記載のとおりです。この内、今回新たに新任として予定していますのは、学校・社会教育関係者の表にある小島康氏です。杉並区立小学校校長会の会長、堀之内小学校の校長です。

この運営協議会は年 4 回程度開催していきまして、種々の提言、意見等をいただいています。私からは以上です。

委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

教育長 いま運営協議会がどのような活動状況か、最近の状況をお聞かせください。

社会教育スポーツ課長 運営協議会については、任期ごとに提言等をいただいきまして、前期の委員については、これからの杉並区郷土博物館のあり方ということで、この 2 月に提言をいただきました。郷土博物館の運営につきまして、さまざまな分野の方がいらっしゃいますので、そういった立場からいろいろな形で今後の郷土博物館のあり方についてご意見をいただいています。その中では、区民との協働であるとか学校教育との連携の強化といった内容です。情報公開ということで、インターネットによる広報活動等についてもご意見をいただいています。

また、今までの中では、平成 12 年に中学生以下の入館料を無料にしたかどうかという提言があ

り、それに基づいて無料にしたという経緯もあります。

教育長 郷土博物館はできてからもう 15 年ですか。常設展示のことについて、展示の仕方などについて何か意見は出ていますか。

社会教育スポーツ課長 今回いただいた提言の中でも、常設展示について、リピーターと言いますが、何度も来ていただくためには常設展示も工夫して、変えたほうがいいのではないかとということがありました。予算等の絡みもありますので、すぐというわけにはいきませんが、その中でご意見を生かせる部分を探っていきたいと思っています。

教育長 その場合は、こういう形の展示の考え方で進めたらどうか、こういうことをやってもらいたいなどの具体的な提言はありますか。

社会教育スポーツ課長 さまざまなものがあるのですが、例えば準公設の形で杉並文学は、井伏鱒二氏を中心にやっておられますが、その他に与謝野晶子、恩地孝四郎等の展示もしてはどうかと提言いただいています。それからエコミュージアムという環境に関する博物館、もう少し幅を広げて環境に対してのものも盛り込んだらどうかという提言をいただいています。

教育長 はい、ありがとうございます。

委員長 他にありませんか。今も話が出ていましたが、郷土博物館という考え方をどう捉えるか。こういう経験豊富な博識の方々をお願いすることになると、杉並区全体が博物館、いま言われたエコミュージアムになってくるのです。そういうのをうまく学校教育の中にどう取り入れるのか、あるいは場合によってはインストラクターになってもらうとか、いろいろなことができると思うのです。もうちょっと積極的に出てもいいのではないかと思います。郷土博物館という器の中の話ではなく、今後その辺を期待したいと思います。

他に意見がないようでしたら、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第 41 号は原案どおり可決させていただきます。ありがとうございました。

議案第 42 号、「杉並区立図書館協議会補欠委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。中央図書館次長から説明をお願いします。

中央図書館次長 議案第 42 号「杉並区立図書館協議会補欠委員の委嘱について」を説明します。提案理由は人事異動等に伴い新たに委嘱する必要があるためです。記載の 2 名の方は、図書館協議会規則の第 3 条の学校の代表の方です。任期については、条例の定めで欠員が生じた場合、前任者の在任期間とあります。従って平成 16 年の 9 月末日までとなっています。最後に、図書館協議会の委員名簿にあるように、2 名の方は学校代表の今回のお 2 人ですが、もう 1 方の社会教育委

員の代表の方が現在欠員です。4月24日に任期満了になり、現在欠員で推薦を依頼しているところ。以上です。よろしくお願いします。

委員長 質問等がありましたらお願いします。

教育長 最近の図書館協議会の活動状況のあらましを聞かせていただきたいと思います。先ほど、郷土博物館の運営協議会についてお話がありましたが、同じように説明してください。

中央図書館次長 毎回こちらの図書館関係の報告はその都度しているのですが、昨年度の大きなところでは学校との連携の問題、学校の支援の問題で、館長から図書館協議会に諮問をして、9月末の前委員の任期が切れるときに中間まとめをしましたが、3月末に答申をいただき、現在はその答申に基づいて動きはじめつつあります。

教育長 概要でよいのですが、答申の中身はどのようなことだったのですか。

中央図書館次長 基本的に図書館から学校への支援ということでは、具体的に図書館バッグの配布、ブックトーク、団体貸出しなどの支援をしているのですが、さらにこれらを強化していくことなどです。直接の権限はないのですが、図書館協議会から教育委員会に対して、例えば学校の図書室の常時開館の問題などのために、今は兼務で常勤職員が配置されるようになっていますが、専任の非常勤職員を置いてもらえればという内容が盛り込んであります。他に細々としたものがありますが、今手元に資料がありません。

教育長 そのような教育委員会の報告はここでありましたかね。

中央図書館次長 したことはございません、早速いたします。

教育長 そういう協議会などの動きを、政策にどう生かすかということになってくると思います。特に学校図書館の充実策、子供にもっと読書を勧めようということが今さまざま形で検討されているはずですので、そういう図書館協議会からの意見がこのように出ているということです。それを踏まえてこのように進めるということが、我々教育委員会で議論するときに検討の素材になりますので、是非聞かせてください。

中央図書館次長 わかりました。次回は早速させていただきます。

中央図書館長 いま次長が申し上げたとおりですが、図書館協議会の学校の週休2日の問題、いま教育長がおっしゃった「子どもの読書活動推進計画」について今日報告があると思いますが、策定に当たっては図書館協議会の答申を盛り込んでいただいています。

委員長 他にありませんか。これについてはよろしいですか。では社会教育委員の代表の方を早めに薦められたほうがいいですね。

中央図書館次長 今月、社会教育委員の会議が予定されていますので、そこで決まり次第、次回にはお諮りしたいと考えています。

他に意見がないようでしたら、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第 42 号は原案どおり可決させていただきます。ありがとうございました。

次に日程第 4、「報告事項」に入ります。報告事項第 1「(仮称)杉並区子ども読書活動推進計画の策定について」庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 読書活動推進計画の策定ということですが、中間の策定手続について報告いたします。

昨年の 12 月末に法律ができたことを受けて、杉並区でも読書活動推進計画を作っていこうということで、内部的な検討会を立ち上げてこれまで検討してきました。メンバーについては別紙のとおりで、内部的ということで教育委員会の事務局、学校の教員、校長、図書館の職員ということで検討してきました。

現在、素案ができていますが、全くの叩き台ということで理解していただきたいと思います。内部的な組織の中で叩き台が作られたということで、今後はこの叩き台を計画まではどう持っていくかということでの報告です。今後の予定では、5 月の中旬に図書館協議会が開催されますので、そこで素案について意見を出していただきたいということです。また、児童館との関係も出てきますので、児童館の職員からも意見を聞いていく。あるいは書店との連携という話も、素案の中にも書いてありますので、それらについても、例えば書店組合などからも意見を聞いて、まず案を作っていこうということで考えています。この計画案を策定してこれについては、広報とそれからホームページなどを通じて、区民からの意見を募っていきたいと考えています。だいたい 7 月ぐらいの予定ということで考えて、そこで出た意見を基に、計画案の修正案ということ策定して、教育委員会の議案ということで提出していくように、現在準備をしているところの報告です。以上です。

委員長 ただいまの説明に質問等ありますか。

宮坂委員 書店組合などからの意見を聴取するというのは、どういう意見を期待しているのですか。

庶務課長 例えば素案の中にも書いてありますが、読書月間などの際に、書店側として何か自治体と連携してできないのかというようなことで、これは書いてありませんが、購入費の部分を若干安くできないかという話ですとか、それから子供の読書活動ですから、子供向けのそういったコーナーなども書店の中で作っていくようにできないのか、といったようなことがありますので、書店のほうの意見も聞いていきたいと思っています。この基本にあるのはあくまでも自治基本条例の中でも協働ということ謳っていますので、そういった趣旨の中で書店との何か連携ができないかと考えています。

宮坂委員 事実的な内容での意見と言いますか、協力できるかどうかというのは、内容的な問題ではないということですね。

庶務課長 そのとおりです。

委員長 よろしゅうございますか。こういった経過報告ということで、説明を承ります。

では、次に移ります。2番目に「重症急性呼吸器症候群SARSに係る学校の対応について」学校運営課長からお願いします。

学校運営課長 「重症急性呼吸器症候群SARSに係る学校の対応について」ということで、報告いたします。SARSに対する学校の対応につきましては、去る4月9日の当委員会で報告をさせていただいたところですが、その後のSARSをめぐる状況の変化を受けまして、新たにお手元にお配りしてあります通知文のとおり、取り扱うこととしまして、5月7日付で学校に対して通知をしたところです。その内容について報告いたします。

まず、SARSをめぐる状況の変化としまして、伝播確認地域の拡大と患者数が急増してきているという状況があります。そして、またこれに対しまして伝播確認地域から入国者に対する10日間の他人との接触の自粛の呼びかけ、可能性例での強制入院措置といったようなことで、国による感染対策が非常に強化をされてきたという状況があります。こうした状況を受けまして、区立学校におきましても、SARS対策をさらに充実することとするということで、お手元にご覧いただいております通知を行ったものです。

内容は大きく児童・生徒等、教職員という形で、2つの項目に分けて対応することとしております。まず、児童・生徒につきましては、伝播確認地域または中国全土の流行地域から帰国する児童・生徒につきましては、症状がある場合には他人との接触を避けて、速やかに医療機関受診を指示すること。主治医や学校医の意見を踏まえまして、出席停止の措置をとるというものです。現に症状がない児童・生徒につきましては、帰国後10日間、保護者等が児童・生徒の理解を得た上で、自宅待機という形で出席停止するというものです。その場合は、健康状況に留意をしながら学習上の配慮は行っていくというものです。

また、こういった出席停止の措置をとった場合には、当該児童・生徒、保護者等のプライバシーに十分配慮するとともに、偏見やいじめなどが生ずることがないように、教職員に周知徹底を図るということです。もう1つは、小学校児童が学童クラブに所属する場合には、保護者に対して学童クラブにも連絡をお願いするというものです。また、出席停止の措置をとった場合には、学校運営課のほうに報告をいただくこととしています。

次に教職員の方です。流行地域からの帰国の教職員に対しましては、症状がある場合には、これも児童・生徒とほぼ同様の対応になるかと思いますが、医療機関の受診と自宅待機の指示をす

る。症状がない場合につきましては、帰国後 10 日間は自宅待機とし、この場合の服務上の取り扱いは、事故欠勤という形になるものです。また、流行地域への旅行の取り扱いとしましては、公用の場合の旅行は、当分の間自粛をするということといたしております。私用の場合どうしてもやむを得ず、そういった伝播確認地域また中国全土流行地域に旅行しなければならないような場合には、感染予防を徹底するように指導していくというものです。また、こういった自宅待機措置をとった場合には、児童・生徒の場合と同様に学校運営課のほうに報告をいただくということとしております。

以上が今回学校で行った通知の概要でして、区の職員に対しましては、別途職員課のほうから伝播確認地域への渡航自粛等また帰国職員の対応について、各所属長に通知が行われております。また、さらに区の内部に総務課、保健所、また教育委員会のような関係部局で構成をいたします「杉並区健康危機管理対策幹事会」と言ったような内部組織が置かれておりまして、区を挙げた取り組みを進めているところです。

いずれにしましても、SARS につきましては、感染状況やそれに対する対応など日々状況が変化しているような状況が続いております。それらに十分注意をしながら、適時適切な対応を図っていかねばならないと考えています。私からは以上です。

委員長 では、質問等ありましたらお願いします。

宮坂委員 大変よくわかりました。前に一度別件でも伺ったことがあると思うのですが、「区立学校長宛」となっていますが、私立への連絡はどこかでやっているのでしょうか。都の管轄、あるいは保育園でもいいのですけれど、そういった横の連絡のようなものは、あるいはコピーでもいいのですが、こういったものは私立の学校にも参考までにと。横の連絡もだいぶ違うと思うのですが、その辺に回っているのでしょうか。

学務課長 私のほうから、私立幼稚園は私どもの所管ですので報告させていただきますと、間髪を入れずに同様の趣旨を情報提供ということで、私立幼稚園長には知らせているところです。

教育長 同じものを、参考ということで通知を出している。幼稚園だけですな。

庶務課長 幼稚園も保育園も前に高千穂の事件があった時に、私立も含めて対応すべきではないかということがありましたので、それらを受けて危機管理という中で動いております。

教育長 困ったものですね。収まらないですね。

委員長 ほかにございませんか。では、この件については意見聴取したことにいたします。

3 番目に南伊豆健康学園入園児童数について、学務課長からお願いいたします。

学務課長 私からはお手元の資料に従いまして、健康学園の児童数について、報告申し上げます。

先般、4 月に 35 名という形で報告させていただきましたが、その後 5 月 6 日付で 2 人入園が増え

ましたので、改めて報告させていただくということです。いま申し上げましたように、前回の報告では35名でしたが、このたび、いずれも5年生の男の子ですが、喘息の方、虚弱の方がそれぞれ1名ずつ5月6日付で入園をされていました。従いまして、合計が37名ということで運営されているということです。前回の資料に差し替えてこの資料をお使いいただければ、最新の情報ということです。私からは、以上です。

委員長 ただいまの説明に質問等がありましたら、お願いします。

教育長 ここ数年ではちょっと増えたかな。

学務課長 昨年もだいたい39名ぐらいだったと思いますが、その前が24名で、その前が廃園になるというような騒ぎの中で40数名という、結構年によってバラバラですけれども、いま記憶ではこの3年間の中では、そのようなことだと思います。

教育長 そうですね、わかりました。定員は90名ですね。

学務課長 そうです。

教育長 健康学園は、他区でだいぶ廃園した区がありますが、その後、何か他区の動きというのがわかれば教えていただきたいのです。

学務課長 最近というか、実は数日前に送られてきたのですけれども、今年の4月7日現在で新たに台東区が、実は今年の3月に検討を終了しまして、17年3月をもって廃園をすることが、決まったことの情報は得ています。従いまして平成15年4月7日現在で、予定を含めまして廃園という区が10区、それから逆に存続を決めた区もありまして、文京区が全然検討しておりませんので、検討していない文京区を入れますと存続が4区、引続き検討中が本区の杉並を入れて6区。もともと健康学園がないのが3区。これが23区の現在の最新の状況です。

委員長 ほかにございませんか。

教育長 虚弱児の養護学校というような言い方をしているのですか。いわゆる養護学校ですね。これは全国的に見て大都市部にはだいたいあるのですか。東京だけですか。

安本委員 都市部と言っても東京だけのようです。前に調べた時にはあまりありませんでした。

教育長 本当に大阪にしても、横浜にしてもあってもよさそうなのだけれども、虚弱児とかこういう対象の養護学校は、私も東京都だけではないかという気がしているのですが。他の肢体不自由とか知的障害とかはたくさんありますけれども。

安本委員 杉並区は平成15年度で検討するというのは、前々から聞いていたのですが、その「検討中である」が、9月にまた募集をかけると聞いているのですけれども。

学務課長 募集をかける前までに、何らかの形で一応今年度までは「運営する」となっていますから、来年度以降どうするかということについては、その来年度の実施の前までにいろいろ検討を

して、皆様にお諮りしながら決めていきたいと考えています。

安本委員 それまでは、9月に募集するかどうかというのは、まだわからないのですか。

学務課長 はい。

安本委員 その前までに何らかの検討会というか、そういう所か何かに出るといことですね。

学務課長 独自の検討会ということではありませんけれども、すでに健康学園の今後の運営については、一定の検討会の結論が出ております。その後ご案内のように、後の活用をどうするかということを含めまして、改めて3年間延ばした中で検討するという取り扱いになっております。率直に申し上げまして、健康学園そのもののいろいろな機能とか、今後のあり方については、一定の考え方が整理されているのかと思っています。そういった前提で、短期間ですが、最後の検討の山に入っているということです。

委員長 ほかにございませんか。では、意見聴取を終わらせていただきます。

4番目に「西田小生涯学習振興室(西田ゆうゆうハウス)等の臨時休館について」、5番目が「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、社会教育スポーツ課長から説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私のほうからまず、西田小生涯学習振興室等の臨時休館について、報告いたします。西田小の通称「ゆうゆうハウス」、併設しています郷土資料展示室の臨時休館です。

1点目につきましては投票所開設による臨時休館ということで、これはもう済んでしまった報告ですけれども、都知事選、区長・区議選のために投票日当日、臨時休館という形にいたしました。

2点目は西田小学校耐震工事による臨時休館ということで、夏休みを利用して、耐震工事によって西田ゆうゆうハウス等を臨時休館するものです。休館の期日につきましては記載のとおり、平成15年7月19日から9月12日の56日間ということになっております。

次に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の報告です。今回から少し資料の様式を改めました。

まず1ページ目にあります承認の件数です。定例につきましては、59件。新規が5件。共催・後援の別ですと、共催が38件、後援が26件となっています。定例共催が、昨年度と比べて増えています。これにつきましては、共催事業として行っております土曜日学校が含まれているということで、4月承認分で29件土曜日学校がありました。

新規の分につきましては報告いたします。1と2、新規共催。これにつきましては、土曜日学校ということで、杉並第二小学校、泉南中学校の土曜日学校ということです。

3につきましては新規後援ということですが、団体名がNPO日印国交樹立50周年記

念事業を盛り上げる会というNPO団体が主催するものです。セライケラ・チョウ仮面舞踏公演ということになっています。セライケラというインドの州にある地名ですね。こちらで行っている仮面を着けた舞踏を行う。日印の交流、友好ということで行うものです。また、この団体につきましては、ほかに講演会等を行いまして、日印の友好交流を図っているという団体です。

4は、新規後援。都立西高等学校同窓会が行います公開シンポジウムです。シンポジウムのテーマは「日本の教育改革」ということで行います。ゆとり教育、少子化時代の学力低下の中での教育、知の探究を模索するという形になっています。

5については、「東京LD親の会連絡会」が行います講演会、「教室の中の気になる子供たち」ということで、東京都における特別支援教育について行います。「LD親の会連絡会」というのは、「LD親の会」に加盟する東京都の4団体が構成しているということ、この講演につきましては、東京都の教育庁のほうでも、講師として特別支援教育担当の方が出演するということになっています。私のほうからは以上です。

委員長 では最初に西田小の西田ゆうゆうハウス等の臨時休館について、説明がありましたけれども、質問等がありましたらお願いします。

教育長 最近、時々メールで「ゆうゆうハウスで勉強ができて、非常にいいんだ。勉強ができる場所をもっと作ってくれ」とメールに入っているのです。ちょうどこの期間、夏休みの期間で受験勉強なんかしたい人は、ちょっとごめんなさいかな。

社会教育スポーツ課長 かなりニーズが高いというか、やはり試験前等そういった時に、学生等が使う率が高いということ、いろいろ考えてみたのですが、耐震工事は、西田小につきましても、特に下が校舎で上がゆうゆうハウスという形になっていますので、下で工事をやるという形になりますと、使えなくなる。そのほか、工事の車両等が入るということ、ちょっと危険性もあるのでやむを得ないということです。

確かに利用が夏休みが多いと思いますが、最近の要望の中でも図書館や学校に、空き室を使ってこういった施設を作ってくださいという要望はあるのですけれども、代替となるような場所がなかなかないというのが現状です。

教育長 受験生の勉強部屋が欲しいというニーズはよくありますね。図書館で確か受験勉強というか、その勉強するスペースがないのですよね。このゆうゆうハウスは、なかなかそういう意味での人気があると思っておりますけれども、今から心配だなあとって何かそういうニーズがあった時に、うまい代替がないかなあと。もしあったら教えてください。

社会教育スポーツ課長 代案はないのですけれども、杉九小と西田小の2カ所ですので、杉九小のご案内もしていますけれども、使えなくなった場合にそちらに行かれる方もいると思います。ち

よっと距離的には遠いのですけれども、後は区外でそういった勉強のできるようなコーナーもある施設等がありますので、そういったものをお使いいただき、ご了解いただくということでやっています。

安本委員 ゆう杉並とか、そういう場所というかコーナーみたいなものはないのですか。

社会教育スポーツ課長 学習は静かな所で個人のスペースがあって、そこで勉強等できるのはちょっとないと思うのですけれども。

庶務課長 ゆう杉並は当初、学習ができるような環境ということでコーナーを作ったのです。たぶんゆう杉並の2階にそういうものがあつたと思います。

安本委員 何か別のものに使っているわけではなくて、コーナーがあるのですね。

委員長 わかりました、よろしゅうございますか。では、次に進ませていただいて今の説明の共催・後援名義の使用承認ということで、5番目の議題についてお願いいたします。

教育長 都立西高のシンポジウム公開ですから、一般区民もいいわけですよ。テーマが「日本の教育改革」で、これは6月21日開催ということですか。時間はわかりますか。

社会教育スポーツ課長 6月21日土曜日午後2時から4時半で、西高の視聴覚ホールです。入場無料ということで、区民、PTA、生徒同窓会の方が対象ということになっています。

教育長 パネラーはみんな西高出身ですか。

社会教育スポーツ課長 そうです、全員が西高出身の方です。大学の教授、それから日経新聞の編集部次長、千葉県白井市の教育長、コーディネーターが共同通信の社会部の方ということで全員同窓会のメンバーです。

宮坂委員 演題は「日本の教育について」ですか。

社会教育スポーツ課長 「日本の教育改革」というテーマです。

委員長 よろしいですか。前年よりも随分件数は増えているようですが、よろしく願います。

では、最後の6番目に「安全対策について」ということで、指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長 追加で学校の安全対策につきまして、1点報告させていただきます。すでに、報道等でご存じと思いますが、今週の月曜日12日に福岡市南区という所で、登校途中の小学校5年生の児童が男に火をつけられて、大やけどを負うという大変痛ましい事件が発生いたしました。12日の夕刊から13日火曜日の朝にかけて報道されたわけですが、その事件報道に伴いまして類似した事件の発生が懸念されましたので、私ども指導室としましても、各学校に児童・生徒の安全確保ということで通知を出そうという準備をしていた矢先に、13日火曜日午前11時ごろ高井戸小学校の

教頭から次のような情報が入りました。「午前 11 時ごろ、高井戸東 3 丁目にあります児童遊園で、年齢 40 歳ないし 50 歳ぐらいの男性が、たまたまその児童遊園で遊んでいた保育園児及び引率の保育士に対しまして、『ガソリンをかけると子供が死ぬぞ』というふうに叫んで辺りを徘徊していたと。近所の自動車修理工場の方が 110 番通報をしまして、警察がパトカーで現着して身柄を確保。そのまま取り調べに移ったということですが、特に遊んでいた保育園児等々には、実害はありません。」

この情報も併せて盛り込んだ上で、指導室から各幼稚園、小学校、中学校に対し、「福岡市の事件及び昨日起きました不審者の存在。特に登・下校時の児童・生徒の安全確保については、十分に指導いただきたい」という通知をしたところです。特に、その後その不審者に関する情報はありません。また、高井戸小学校につきましては、個別に保護者宛に特に児童に対して、不審者に出会った場合には逃げる、大きな声を出す、近くの家か、大人に助けを求める。こういう指導を学校でもしているの、是非家庭のほうでもその辺りの対応をお願いしたいということで、これは個別に校長から保護者宛に文書を出したところです。以上です。

教育長 どうぞ質問等ありましたら、お願いします。

教育長 不審者は逮捕というか、つかまったわけですか。

指導室長 警察が身柄を拘束して調べたということですが、特に何らかの違法行為ではありませんので、その場で釈放されたようです。

教育長 ただ、叫んだだけと。

指導室長 高井戸小学校は、その日は午後 2 時 15 分に、一斉集団下校という措置も併せてとっております。

教育長 最近は匿名性の犯罪があちこちで多発しているのかなと思いますので、安全指導徹底をよろしくお願いします。学校によっては自主的に巡回パトロールしている学校もあると、ホームページや何かで拝見しています。安全対策は、より重ねて徹底をお願いいたします。よろしくお願ひします。

委員長 よろしいですか。本日用意されました議題と報告事項はすべて終わりましたけれど、ほかにございますか。

なければ、本日の教育委員会はこれで終了します。どうもありがとうございます。